特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ 定款

第1章 総 則

（名称）
第1条 この法人は、特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえとし、その略称を「むすびえ」とする。

（事務所）
第2条 この法人の事務所は、東京都渋谷区に置く。

（目的）
第3条 この法人は、全国のこども食堂が、それぞれの事業基盤を強化し、相互に支えあい、かつ地域・社会から広く理解を得て事業を行えるよう、こども食堂の中間支援団体（地域ネットワーク団体）に対する支援、こども食堂支援に関する企業・団体との協働、こども食堂に関する調査研究、こども食堂に関する広報啓発及びこども食堂等への支援を行い、それによってこども食堂がすべての子やこども食堂に行きたいと思う地域住民が安心して利用できる場になることを通じて、誰も取り残さない共生社会の創造に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
（1）保健、医療又は福祉の増進を図る活動
（2）社会教育の推進を図る活動
（3）まちづくりの推進を図る活動
（4）農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
（5）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
（6）環境の保全を図る活動
（7）災害救援活動
（8）地域安全活動
（9）国際協力の活動
（10）男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
（11）子どもの健全育成を図る活動
（12）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）
第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
（1） こども食堂の中間支援団体（地域ネットワーク団体）に対する支援事業
（2） こども食堂支援に関する企業・団体との協働事業
（3） こども食堂に関する調査研究事業
（4） こども食堂に関する広報啓発事業
（5） こども食堂等への支援事業
（6） その他本会の目的を達成する為に必要な事業

第2章 会 員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
（1）正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
（2）賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

（入会）
第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。
2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）
第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
2 すでに納入した会費は、返還しない。

（会員の資格の喪失）
第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
（1）退会届の提出をしたとき。
（2）本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
（3）継続して1年以上会費を滞納したとき。
（4）除名されたとき。

（退会）
第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。
（1）この定款に違反したとき。
（2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

（種別及び定数）
第12条 この法人に、次の役員を置く。
（1）理事 3人以上
（2）監事 1人以上
2 理事のうち1人を理事長とする。

（選任等）
第13条 理事及び監事は、総会において選任する。
2 理事長は、理事の互選とする。
3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を

超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事又は監事の合計数は、理事又は監事それぞれの総数の 3 分の 1 を超えてはならない。
5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）
第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5 監事は、次に掲げる職務を行う。
（1）理事の業務執行の状況を監査すること。
（2）この法人の財産の状況を監査すること。
（3）前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
（4）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
（5）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）
第15条 役員の任期は、選任された総会の日から1年以内の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、これを解任することができる。
（1）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
（2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2 前項の決議は、出席した議決権を行使できる正会員の3分の2以上をもって行われなければならない。
3 前2項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）
第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

（種別）
第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）
第20条 総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）
第21条 総会は、以下の事項について議決する。
(1)定款の変更
(2)解散及び合併
(3)事業報告及び決算
(4)役員の選任及び解任
(5)役員の職務
(6)会費の額
(7)資産の管理の方法
(8)解散における残余財産の帰属
(9)その他運営に関する重要事項
2 理事長は総会にて理事会で議決された事業計画及び予算並びにその変更を説明する。

（総会の開催）
第22条 通常総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集する。
2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2)正会員総数の3分の2以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
(3)監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）
第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）
第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の決議）

第26条　総会における決議事項は、第　23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、出席した正会員の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の決議は、この定款に規定するもののほか、出席した議決権を行使することができる正会員の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。委任状による代理人の表決は書面又は電磁的方法による表決に優先する。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（3）審議事項

（4）議事の経過の概要及び議決の結果

（5）議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）総会の決議があったものとみなされた事項の内容

（2）前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

（3）総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

（4）議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

（理事会の構成）

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

（1） 総会に付議すべき事項

（2） 総会の議決した事項の執行に関する事項

（3） その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）
第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
（1）理事長が必要と認めたとき。
（2）理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）
第32条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、理事が招集することができる。
2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に理事会を招集しなければならない。
3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（理事会の議長）
第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の決議）
第34条 理事会における決議事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。
2 理事会の決議は、議決に加わることができる理事総数の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（理事会での表決権等）
第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。
2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
3 前項の規定により表決した理事は、34条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）
第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）日時及び場所
（2）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
（3）審議事項
（4）議事の経過の概要及び議決の結果
（5）議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名

しなければならない。
3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
（2）前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
（3）理事会の決議があったものとみなされた日及び理事総数
（4）議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第5章 資 産

（資産の構成）
第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（1）設立当初の財産目録に記載された資産
（2）会費
（3）寄付金品
（4）公益信託の信託財産
（5）財産から生じる収益
（6）事業に伴う収益
（7）その他の収益

（資産の区分）
第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。ただし、公益信託の信託財産は、受託者の固有財産と分別管理する。

（資産の管理）
第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

（会計の原則）
第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）
第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。
2 この法人における公益信託の信託財産は、受託者の固有財産と分別管理する。

（事業年度）
第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）
第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長

は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）
第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）
第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第48条 この法人が法第25条第3項に規定する次に掲げる事項について定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。
（1）目的
（2）名称
（3）その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
（4）主たる事務所及びその他事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
（5）社員の資格の得喪に関する事項
（6）役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
（7）会議に関する事項
（8）その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
（9）解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
（10）定款の変更に関する事項
2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）
第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
（1）総会の決議
（2）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（3）正会員の欠亡
（4）合併
（5）破産手続開始の決定
（6）所轄庁による設立の認証の取消し
2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決を経なければならない。
3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）
第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）
第52条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）において行う。

第9章 事務局

（事務局の設置）
第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）
第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）
第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第10章 顧問及び評議員

（顧問）
第56条 この法人に、顧問を置くことができる。
2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
3 顧問は、重要な事項については、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

（評議員）
第57条 この法人に、評議員を置くことができる。
2 評議員は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
3 評議員及び評議員で構成される評議会の組織及び運営に必要な事項は、理事長が別に定める。

第11章 雑 則

（細則）
第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則
1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 湯浅誠
理事 藤田淑子
理事 釜池雄高
監事 石橋京士

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2020年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2019年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費　正会員5，000円
　　賛助会員1口3，000円（1口以上）